

「就職安定資金融資制度」の 新規融資の確認申請受付の終了について

「就職安定資金融資制度」は、事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した方に対して、全国の労働金庫の協力の下、住宅入居初期費用、家賃補助費及び生活・就職活動費の貸し付けを行ってきたものですが、利用件数が減少していること等を総合的に勘案して、平成22年9月30日（木）をもってハローワークにおける新規融資の確認申請受付を終了することとなりました。

※ 今回、新規融資の確認申請受付を終了するのは、住居喪失離職者及び住居喪失不安定就労者を対象とした就職安定資金融資制度です。

これから就職安定資金融資の申込みをされる方

これから就職安定資金融資の申請をされる方は、次の①から③までの手続きを本年9月30日（木）までにお済ませください。

- ① ハローワークで融資利用についてご相談いただき、確認申請に必要な関係書類の用紙を受け取ります。
- ② 入居予定住居を決めていただき、確認申請に必要な書類等を用意していただきます。
- ③ ハローワークに確認申請に必要な書類等をご提出いただき、ハローワークがこれを受け付けます。

(注)

- 1 本年9月30日までに①から③の手続きが終了しない場合は、労働金庫への融資申請ができませんので、ご注意ください。
- 2 新規融資の確認申請に必要な書類等を用意するには一定の時間を要しますので、融資の申請をなさる方は早めにハローワークで関係書類の用紙を受け取るようにしてください。

既に融資を受けておられる方

今回の新規融資の確認申請受付の終了に伴って、

- 現在融資を受けておられる方について、10月以降の融資が停止されることはありません。
- 現在融資を受けておられる方、既に融資を受け終わった方の労働金庫への貸付金の返済や返済免除については、本年10月以降についても現在の契約どおりとなりますのでご留意下さい。

※手続等にご不明な点がございましたら、お近くのハローワークまでご相談下さい。